

専修学校学則作成例

〇 〇 学 校 学 則

第 1 章 総則

(目 的) ※例 1

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、〇〇専門課程を設置して・・・・・・に関する知識、技術及び技能を教授し、・・・・・・を目的とする。

(目 的) ※例 2 (国家資格養成所の指定を受ける場合)

第 1 条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき〇〇専門課程を設置し、・・・・・・に関する知識、技術及び技能を教授して〇〇師を養成し、・・・・・・を目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、〇〇専門学校（高等専修学校）という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を大阪府〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名 ①	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備 考 ②
〇〇課程	△△学科		年	名	名		※
〇〇課程	▲▲学科		年	名	名		

※△△学科は、令和〇年度入学生を最後に、募集を停止する。

(学年、学期)

第 6 条 本校の学年は、〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

2 〇〇課程の学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第 2 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第 3 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏季休業 ○月○日から○月○日まで
 - (4) 冬季休業 ○月○日から○月○日まで
 - (5) 春季休業 ○月○日から○月○日まで
 - (6) 開校記念日 ○月○日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、単位数及び教員組織

(教育課程、単位数) ※例3 (専門課程を設置する場合)

第8条 本校の教育課程及び単位数は別表第1のとおりとする。③

- 2 別表第1に定める1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 卒業までに履修させる単位数は、○○学科にあつては○○単位以上、○○学科にあつては○○単位以上とする。

(教育課程、授業時数) ※例4 (高等課程等を設置する場合 (以下、単位数は授業時数とするなど、各学校の実情に応じて要対応))

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第2のとおりとする。③

- 2 別表第2に定める授業時数の1単位時間は、50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、○○学科にあつては○○時間以上、○○学科にあつては○○時間以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に変換する場合においては、35時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席数が3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第 11 条 他の専修学校の専門課程、大学等において別表第 3 に定める授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の 2 分の 1 を越えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第 12 条 学生が入学前に専修学校の専門課程、大学等で履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門課程の修了に必要な総単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(始業及び修業)

第 13 条 本校の始業及び修業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	修業時刻	曜 日
〇〇課程	〇〇学科	昼間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	月～金
〇〇課程	〇〇学科	夜間	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	月～金

(教職員組織)

第 14 条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校 長

(2) 教 員 名

課 程	〇 〇 課 程	〇 〇 課 程	計
専 任 (基 幹) 教 員	名以上	名以上	名以上
兼 任 教 員			
助 手			
計			

(3) 事務職員 名以上

(4) 学校医 名

(5) 〇〇 名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監視する。

第 4 章 入学、休業、退学及び卒業

(入学資格)

第 15 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

〔専門課程の場合〕

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする専修学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

〔高等課程の場合〕

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 学校教育法第 18 条で文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他専修学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学時期）

第 16 条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

④

（入学手続き）

第 17 条 本校の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 26 条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第 26 条の入学金を添えて続きをとらなければならない。

(転入学)

第 18 条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、定員に余裕があり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考のうえ許可することができる。

(休学、復学)

第 19 条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第 20 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第 21 条 第 10 条に定める授業科目の成績評価により、必要な単位を取得した者について、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書(様式 1 又は 2)を授与する。

(称号の授与)

第 22 条 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士(〇〇専門課程)の称号(様式 1 又は 3)を授与する。⑤

2 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、学校教育法施行規則第 186 条の 3 に基づき、高度専門士(〇〇専門課程)の称号(様式 1 又は 3)を授与する。

第 5 章 科目等履修生

(科目履修生)

第 23 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

第 6 章 賞罰

(褒 賞)

第 24 条 成績優秀者にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第 25 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第26条 本校の入学検定料、入学金、授業料等納付金は、別表4のとおりとする。

(納入および納入の特例)

第27条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。

又、特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第28条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第29条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

(除 籍)

第30条 授業料その他の納付金を〇カ月以上滞納した者は除籍することができる。

第8章 寄宿舍等

(寄宿舍、健康診断)

第31条 本校は、寄宿舍として〇〇寮を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

2 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第32条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科 名	修業期間	授業時数	総定員	備 考
科			名	
科			名	

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第 10 章 補則

(施行細則)

第 33 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

1 この学則は、令和〇年〇月〇日より施行する。

(学則改正の場合の経過措置の記載例) 適用される教育課程が入学年度により異なる場合

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第〇条について、令和 8 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1

〇〇課程〇〇学科（第8条）

科目 区分	必修・ 選択の 別	授業科目	第1学年	第2学年	単位数合計
			年間単位数	年間単位数	
一 般 科 目	必 修				
	選 択				
専 門 科 目	必 修				
	選 択				
〇 〇 科 目	必 修				
	選 択				
必修科目単位数					
選択科目単位数※					
卒業（修了）に必要な総単 位数					

※ 第1学年においては、選択科目を一般科目の中から〇〇単位以上、専門科目の中から〇〇単位以上、・・・・・・履修するものとする。

第2学年においては、・・・・・・履修するものとする。

別表第2

〇〇課程〇〇学科（第8条）

科目 区分	必修・ 選択の 別	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数合計 (単位)
			年間授業時数	年間授業時数	
一般 科目	必修				()
					()
					()
	選択				()
					()
専門 科目	必修				()
					()
					()
	選択				()
					()
					()
					()
					()
					()
〇 〇 科目	必修				()
					()
					()
	選択				()
					()
必修科目授業時数					()
選択科目授業時数※					()
卒業（修了）に必要な総授業時数					()

※ 第1学年においては、選択科目を一般科目の中から〇〇時間以上、専門科目の中から〇〇時間以上、・・・・・・履修するものとする。

第2学年においては、・・・・・・履修するものとする。

別表第3（第11条）

〇〇課程〇〇学科

科目区分	履修する専修学校、大学等	履修科目	本校において履修したとみなす単位数
一般科目	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇専門学校〇〇課程〇〇学科	〇 〇 〇 〇	
専門科目			
〇 〇 科目			

別表第4（第26条）

(年額：円)

課程名	学科名	学年	入学検定料	入学金	授業料	実習費	
〇〇課程	〇〇学科	1年					
		2年					
〇〇課程	〇〇学科	1年					
		2年					

説 明

- ① 「〇〇専門課程」のように分野の名称を入れること。
- ② 4月生・10月生等のある場合は、入学定員の内訳を記載すること。
各学級の収容定員は、1学級40人以下とすること。
- ③ 専修学校設置基準第28条の2により、専門課程の昼間学科における年間単位数を減じた場合には、合計単位数が、31単位に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上になること。
専修学校設置基準第16条により、高等課程の昼間学科における年間授業時数を減じた場合には、修業期間内の合計授業時数が800時間以上になること。
- ④ 年2回を超えて定めることはできない。

- ⑤ 専門士の称号には次の８種類以外は使用できない。
- ・工業専門課程
 - ・農業専門課程
 - ・医療専門課程
 - ・衛生専門課程
 - ・教育・社会福祉専門課程
 - ・商業実務専門課程
 - ・服飾・家政専門課程
 - ・文化・教養専門課程
- ⑥ 専門課程の通信制の学科おける対面授業については、年間１２０単位時間以上となることが分かるように、別表上に記載すること。

留意事項

1. この作成例は、一般的な例であるから、各学校の実情に応じて適切なものとなるよう内容を工夫すること。（各種学校についても同様。）